

令和 7 年度地下水質測定結果について **概要**

水質汚濁防止法第16条の規定により策定した「令和 7 年度地下水質測定計画」に基づき実施した調査の結果は以下のとおり。

1 概況調査

(1) 調査の目的

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、全体的な地下水質の状況を把握する。(概ね 2 km四方に区切った県内264区域を 5 年で一巡できるように調査を実施する。)

- *用語
- 区域：概況調査の対象として設定した県内を概ね 2 km四方に区切った範囲を示している。
 - 地点：調査対象とした井戸のことを示している。
 - 地域：調査対象項目毎の調査対象となる範囲を示している。

(2) 調査の結果

概況調査（確認調査を除く）

調査区域数	検出区域数
53区域（53地点） 【環境基準項目】	9区域（9地点） 【カドミウム、砒素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】

検出のあった 9 区域(9 地点)のうち、既知の汚染地域内でない 2 区域(2 地点) について、検出井戸周辺調査を実施した。

40-3（カドミウム：基準値以下）および35-17（砒素：基準値超過）

確認調査の結果、11地域12地点の全てで環境基準値の超過は認められなかった。

2 検出井戸周辺調査

(1) 調査の目的

概況調査等で新たに検出され、その物質の広がりを確認する必要がある場合等に、地下水環境基準値を超過する汚染の有無や検出範囲等を確認する。

(2) 調査の結果

調査地域数	検出地域数	超過地域数
2地域（4地点） 【カドミウム、砒素】	1地域（1地点）	0地域（0地点）

検出井戸周辺調査の結果、周辺で調査項目が地下水環境基準値を超過する汚染はみられなかった。次年度からそれぞれの地域について、概況調査での検出井戸において継続監視調査（経過観察調査：カドミウム）に準じた調査または継続監視調査（汚染監視調査（自然由来）：砒素）を実施する。

工場・事業場が実施した地下水質調査を契機とした検出井戸周辺調査の実施はなかった。

3 継続監視調査

(1) 調査の目的

検出井戸周辺調査により前年度までに環境基準値を超過した地点等を含む地域（45地域（152地点））において、継続的に監視を行う。

(2) 調査の結果

	調査地域数	検出地域数	超過地域数
汚染監視調査 (自然由来以外の汚染)	13地域(98地点) 【揮発性有機化合物(10地域)、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒 素(2地域)、六価クロム(1 地域)】	13地域(47地点) 【同左】	10地域(22地点) 【揮発性有機化合物(8地域)、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒 素(1地域)、六価クロム(1 地域)】
経過観察調査	2地域(3地点) 【鉛(1地域)、 ベンゼン(1地域)】	2地域(2地点) 【同左】	2地域(2地点) 【同左】
継続監視調査 (自然由来汚染)	3地域(3地点) 【鉛(1地域)、 砒素(2地域)】	3地域(3地点) 【同左】	3地域(3地点) 【同左】

4地域で調査を実施する計画であったが、1地域において全ての調査対象井戸での採水が不可であったことから、3地域の結果を記載

汚染監視調査地域のうち、人為的な汚染原因が考えられる2地域において、全地点で監視対象項目が環境基準値以下となったことから、次年度は経過観察調査を実施する。

1地域は全地点で監視対象項目が環境基準値以下となったが、当地域内において市が独自に実施する調査において環境基準値の超過が確認されているため、引き続き汚染監視調査を実施する。

経過観察調査地域のうち、全地域(2地域)において、調査対象項目が環境基準値を超過して検出された地点があったことから、次年度は汚染監視調査を実施する。

自然的原因の汚染の可能性が高いと考えられる地域のうち3地域については全ての地域で環境基準を超過した。引き続き、概況調査に合わせて5年に1回の頻度で調査を実施する。

なお、井戸枯れ等により採水が不可であった1地域については、次年度に改めて調査を実施する。